

令和元年（行ケ）第27号選挙無効請求事件

直送済

原告 鶴本 圭子 外（以下、「選挙人」又は「選挙人ら」という）

被告 東京都選挙管理委員会 外（以下、「国」ともいう）

証拠説明書（1）

令和元年7月29日

東京高等裁判所第15民事部B丙係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久保利 英 明

同 弁護士 伊 藤 真

同 弁護士 黒 田 健 二

同 弁護士 江 口 雄 一 郎

以下の甲 1～甲 51 の各書証は、全て、写しである。

号証	標目／作成者・出典／作成年月日／原本・写し	立 証 趣 旨
甲 1	最高裁大法廷昭和 51 年 4 月 14 日判決／民集 30 卷 3 号 223 (41) 頁／写し	<p>① 同判決は当該選挙が、違憲であるが、「憲法の所期するところに必ずしも適合しない結果」(但し、昭和 51 年大法廷判決(衆)の文言)が生じることを指摘して、「<u>殊に憲法違反という重大な瑕疵を有する行為については、憲法九八条一項の法意に照らしても、一般にその効力を維持すべきものではない</u>」(民集 30 卷 3 号 253 (71) 頁) 参照) (強調 引用者) という「一般」の法原則があるにも拘わらず、憲法 98 条 1 項の明文に反して、当該選挙を違憲違法とする事情判決を言渡した。</p> <p>② 同判決では、全 15 判事のうち、6 判事(岡原昌男、下田武三、江里口清雄、大塚喜一郎、吉田豊、岸盛一の 6 氏)は、当該選挙が、中選挙区制のみから成り立っており、比例代表制は存在せず、しかも当該裁判対象の選挙区は、千葉 1 区のみであったという事情の下でも、当該選挙は、憲法違反であり、憲法 98 条 1 項の明文の規範に従って、選挙無効と判断した。</p> <p>③ 同判決は、「ある選挙区の違憲状態の瑕疵は、全選挙区割り全体の「不可分の一体」の性質から、全体の選挙区割りに及び、全選挙区の選挙全体が、違憲状態の瑕疵を帯びることになる」旨判示する(民集 30 卷 3 号 249 (67) 頁)。</p> <p>④ 同判決は、「選挙無効」判決を言渡した場合、同選挙は、「将来に向かって形成的に無効」となる旨判示した(民集 30 卷 3 号 251 (69) 頁)、等。</p>
甲 2	最高裁大法廷昭和 58 年 11 月 7 日判決／民集 37 卷 9 号 1243 (1) 頁／写し	<p>① 同判決(違憲状態判決)の中村治朗判事の同反対意見は、『「事情判決の法理」は、「権利侵害」の回復により得る「利益」と「当該選挙の効力を維持すべき利益」を比較衡量して、前者の利益が後者の利益に優越する場合は、選挙無効判決もあり得る』旨説く。(民集</p>

		<p>37 卷 9 号 1273 (31) ～1287(45)頁)。</p> <p>即ち、同判事は、『事情判決の言渡し後も、是正されることなく選挙が実施された場合は、衝突する各利益の比較衡量により「選挙無効の判決」の可能性が十分にある』旨明言されている。</p> <p>② 同判決 (違憲状態判決) において、<u>団藤重光最高裁判事は、『違憲無効判決を言渡すべし』との反対意見を記述されている (民集 37 卷 9 号 1268 (26) ～1273 (31) 頁)、等。</u></p>
甲 3	<p>最高裁大法廷昭和 60 年 7 月 17 日判決／民集 39 卷 5 号 1100 (112) 頁／写し</p>	<p>① 同判決は、「ある選挙区の違憲状態の瑕疵は、全選挙区割り全体の<u>「不可分の一体」</u>の性質から、全体の選挙区割りに及び、全選挙区選挙全体が、違憲状態の瑕疵を帯びることになる」旨判示する (民集 39 卷 5 号 1122 (134) 頁)。</p> <p>② 同判決 (事情判決) において、<u>最高裁長官寺田治郎、最高裁判事木下忠良、同伊藤正己、同矢口洪一の補足意見は、「是正の措置が講ぜられることなく、現行定数配分規定のまま施行された場合における選挙の効力については、……その効力を否定せざるを得ないこともあり得る」と明言している (民集 39 卷 5 号 1124 (136) ～1126 (138) 頁)、等。</u></p>
甲 4	<p>最高裁大法廷平成 23 年 3 月 23 日判決／民集 65 卷 2 号 755 (91) 頁／写し</p>	<p>① 同判決は、投票価値の較差についての3段階の判断枠組みの①段階の審査 (<u>基準日たる選挙投票日の時点で、客観的に、当該選挙の投票価値の較差 (最大) が、違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否かを判断</u>) で「違憲状態」と判断し、②段階の審査で、基準日たる選挙投票日の時点で、合理的期間が未徒過であったと判断した。</p> <p>② 「地域性に係る問題のために、殊更にある地域の選挙人と他の地域の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとは言い難い」旨判示した (民集65卷2号779 (115) 頁)、等。</p>

甲 5	最高裁平成 24 年 10 月 17 日大法廷判決／民集 66 卷 10 号 3357 (47) 頁／写し	<p>① 同判決は、投票価値の較差についての2段階の判断枠組みの①段階の審査（<u>基準日たる選挙投票日の時点で</u>、客観的に、当該選挙の投票価値の較差（最大）が、違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否かを判断）で「違憲状態」と判断し、②段階の審査で、基準日たる選挙投票日の時点で、較差が是正されなかったことが国会の裁量権の限界を超えなかったと判断した。</p> <p>② 同最大判が、【『投票価値の平等』に関する、2つの憲法上の基準】、即ち、</p> <p>(i) 「参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見出し難い」（民集 66 卷 10 号 3368 (58) 頁）</p> <p>(ii) 「これ（都道府県。引用者注）を参議院議員の選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はな（い）」（民集 66 卷 10 号 3368 (58) 頁）と判示した。</p> <p>③ 法廷意見が、「（衆参両院は、）適切に民意を国政に反映する責務を負っている」と明言している（民集 66 卷 10 号 3368 (58) 頁）。</p> <p>④ 千葉勝美最高裁判所裁判官が、補足意見で、参議院の議員定数配分も、衆議院のそれと同じく、「原則として、<u>人口比例原則が及（ぶ）</u>」と明言している（民集 66 卷 10 号 3378 (68) 頁）。</p>
甲 6	最高裁平成 25 年 11 月 20 日大法廷判決（平成 25 年（行ツ）第 209 号外）／民集 67 卷 8 号 1503 (21) 頁／写し	<p>① 同判決は、投票価値の較差についての3段階の判断枠組みの①段階の審査（<u>基準日たる選挙投票日の時点で</u>、客観的に、当該選挙の投票価値の較差（最大）が、違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否かを判断）で「違憲状態」と判断し、②段階の審査で、（基準日たる選挙投票日の時点で、合理的期間が未徒過であったと判断した、等。</p>
甲 7	最高裁平成 26 年 11 月 26 日大法廷判決（平成 26 年（行ツ）第 155 号外）／民集 68 卷 9 号 1374 (12)、1376 (14)、1383 (21) 頁／写し	<p>① 同判決は、投票価値の較差についての2段階の判断枠組みによる ①段階の審査（<u>基準日たる選挙投票日の時点で</u>、客観的に、当該選挙の投票価値の較差（最大）が、違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否かを判断）で「違憲状態」と判断し、②段階の審査で、基準日たる選挙投票日の時点で、較差が是正されなかったことが国会の裁</p>

		<p>量権の限界を超えなかったと判断した。</p> <p>② 同最大判は、【『投票価値の平等』に関する、2つの憲法上の基準】、即ち、</p> <p>(i) 「参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見出し難い」(民集 68 卷 9 号 1374 (12) 頁)</p> <p>(ii) 「これ(都道府県。引用者注)を参議院議員の選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はな(い)」(民集 68 卷 9 号 1374 (12) 頁)</p> <p>と判示した。</p> <p>③ 5名の判事((i)櫻井龍子、(ii)金築誠志、(iii)岡部喜代子、(iv)山浦善樹、(v)山崎敏充の5判事)は、補足意見として、</p> <p>「しかし、投票価値の不均衡の是正は 議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての国会の活動の正統性を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題で、あって、違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、国民全体のために優先して取り組むべき喫緊の課題というべきものである。様々な政治的困難を伴う作業であるとはいえ、国会自身が平成 24 年改正法の上記附則において主権者である国民に対して自らの責務の遂行の方針として宣明したとおり、今後国会において具体的な改正案の集約と収斂に向けた取組が着実に実行され、同附則の前記の定めに従って、平成 24 年大法廷判決及び本判決の趣旨に沿った選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置ができるだけ速やかに実現されることが強く望まれるところである。」(強調 引用者)(民集 68 卷 9 号 1383 (21) 頁)</p> <p>と「記述」している、等。</p>
甲 8	最高裁平成 27 年 11 月 25 日大法廷判決(平成 27 年(行ツ)第 253 号)／民集 69 卷 7 号 2059 (297) 頁／写し	① 同判決は、投票価値の較差についての3段階の判断枠組みによる ①段階の審査(基準日たる選挙投票日の時点で、客観的に、当該選挙の投票価値の較差(最大)が、違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否かを判断)で「違憲状態」と判

		断し、②段階の審査で、基準日たる選挙投票日の時点で、合理的期間が未経過であったと判断した、等。
甲 9	最高裁平成 29 年 9 月 27 日大法廷判決（平成 29 年（行ツ）第 47 号）／民集 71 卷 7 号 1151（131）頁／写し	<p>同判決は、</p> <p>「また、<u>平成二七年改正法は、その附則において、次の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得る旨を定めており、これによって、今後における投票価値の較差の更なる是正に向けての方向性と立法府の決意が示されるとともに、再び上記のような大きな較差を生じさせることのないよう配慮されているものといえる。</u></p> <p><u>そうすると、平成二七年改正は、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを改めて、長年にわたり選挙区間における大きな投票価値の不均衡が継続してきた状態から脱せしめるとともに、更なる較差の是正を指向するものと評価することができる。</u>合区が一部にとどまり、多くの選挙区はなお都道府県を単位としたまま残されているとしても、そのことは上記の判断を左右するものではない。</p> <p>（5） 以上のような事情を総合すれば、<u>本件選挙当時、平成二七年改正後の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない。</u>」（強調 引用者）と判示した、等。</p>
甲 10	最高裁平成 30 年 12 月 19 日大法廷判決（平成 30 年（行ツ）第 109 号外）／判タ No.1458 2019.5 57 頁／写し	<p>同判決は、</p> <p>「加えて、本件選挙が施行された時点において、平成 3 2 年以降 1 0 年ごとに行われる国勢調査の結果に基づく各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うことによって 1 人別枠方式の下における定数配分の影響を完全に解消させる立法措置が講じられていたものである。<u>このような立法措置の内容やその結果縮小した較差の状況を考慮すると、本件選挙において、1 人別枠方式を含む旧区割</u></p>

		<p><u>基準に基づいて配分された定数とアダムズ方式により各都道府県の定数配分をした場合に配分されることとなる定数を異にする都道府県が存在していることをもって、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するものとなるということはい</u> <u>できない。</u></p> <p>以上の事情を総合的に考慮すれば、本件区割規定は、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずることを求めた平成23年大法廷判決以降の各大法廷判決の趣旨に沿って較差の是正を図ったものであり、投票価値の平等を最も重要かつ基本的な基準としつつ、新たな定数配分の方式をどの時点から議員定数の配分に反映させるかという点も含めて、国会において考慮することができる諸要素を踏まえた上で定められたものといえることができ、本件選挙当時においては、新区画審設置法3条1項の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたといえることができる。そうすると、平成28年改正法及び平成29年改正法による選挙区割りの改定等は、国会の裁量権の行使として合理性を有するといえるべきであり、平成27年大法廷判決が平成26年選挙当時の選挙区割りについて判示した憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は、平成29年改正法による改正後の平成28年改正法によって解消されたものと評価することができる。」(強調 引用者)と判示した、等。</p>
甲 11	<p>広島高裁平成25年3月25日判決／筏津順子裁判長、井上秀雄裁判官、絹川泰毅裁判官／判例時報2185号36頁／写し</p>	<p>① 同高裁は、平成24年12月16日の衆議院(小選挙区選出)議員選挙を、違憲・無効と判決した。</p> <p>② 同高裁が、【『合理的期間』の未経過】について、国が立証責任を負う旨判示した(47頁)、等。</p>
甲 12	<p>広島高裁岡山支部平成25年3月26日判決／片野悟好裁判長、檜皮高弘裁判官、濱谷由紀裁判官／裁判所ウェブサイト、</p>	<p>① 同高裁は、平成24年12月16日の衆議院(小選挙区選出)議員選挙を、違憲・無効と判決した。</p> <p>② 同判決は、憲法の「人口比例選挙」の要求を判示した(甲12・第5葉)、等。</p>

	D1-Law #28211176／写し	
甲 13	広島高裁岡山支部平成 25 年 11 月 28 日判決／片野悟好裁判長、濱谷由紀裁判官、山本万起子裁判官／裁判所ウェブサイト、D1-Law #28214248／写し	<p>① 同高裁は、平成 25 年 7 月 21 日の参議院（選挙区選出）議員選挙を、違憲・無効と判決した。</p> <p>② 同判決は、憲法の「人口比例選挙」の要求を判示した（甲 13・第 9 葉）、等。</p>
甲 14	福岡高裁平成 25 年 3 月 18 日判決／西謙二裁判長、足立正佳裁判官、島田正人裁判官／D1-Law #28220627／写し	<p>① 同高裁は、平成 24 年 12 月 16 日の衆議院（小選挙区選出）議員選挙を、違憲状態と判決した。</p> <p>② 同高裁が、憲法の「人口比例選挙」の要求を判示した（甲 14・第 9 葉）。</p> <p>③ 同高裁は、『人口比例選挙からの乖離を生ぜしめた、立法裁量権の行使に合理性があることの『立証責任』は、国にある』旨明言した（甲 14・第 9 葉）、等。</p>
甲 15	東京高裁平成 25 年 3 月 6 日判決／難波孝一裁判長、中山顕裕裁判官、野口忠彦裁判官／判例時報 2184 号 10 頁／写し	<p>① 同高裁は、平成 24 年 12 月 16 日の衆議院（小選挙区選出）議員選挙を、違憲・違法と判決した。</p> <p>② 同高裁は、「現実に投票価値の不平等の結果が生じる場合には、国会が正当に考慮することのできる重要な政策的目的ないしは理由に基づく結果として合理的に是認することができるものでなければならず、かかる合理性を基礎付ける事実は、被告において立証しなければならない」（強調 引用者）と判示した（判時 2184 号 10 頁）。</p> <p>なお、同判示は、判例時報 2184 号 5 頁において、「本判決の特徴は、・・・立証責任の所在について言及した点・・・などであろう」（強調 引用者）と解説されている、等。</p>
甲 16	大阪高裁平成 25 年 3 月 26 日判決／小松一雄裁判長、遠藤曜子裁判官、平井健一郎裁判官／D1-Law#28262505 9/11 頁／写し	<p>① 同高裁は、平成 24 年 12 月 16 日の衆議院（小選挙区選出）議員選挙を、違憲・違法と判決した。</p> <p>② 同高裁は、「そこで、本件選挙時における本件区割規定の合憲性について検討するに、被告らは、この点に関し何らの主張立証をしない。」（強調 引用者）と判示した（甲 16・9/11 頁）。</p>
甲 17	福岡高裁那覇支部平成 25 年 3 月 26 日判決／今泉秀和裁判長、岡田紀彦裁判官、並河浩二裁判官	<p>① 同高裁は、平成 24 年 12 月 16 日の衆議院（小選挙区選出）議員選挙を、違憲・違法と判決したこと。</p> <p>② 同高裁が、「事柄の性質上合理的期間が経過していないことについては、その根拠となる事実関係について被告</p>

	／D1-Law#28220585 7/9 頁／写し	側で 主張立証すべきものというべきである。 」(強調 引用者)と判示した(甲17・7/9頁)。
甲 18	大阪高裁平成 25 年 12 月 18 日判決／山田知司裁判長、水谷美穂子裁判官、和久田道雄裁判官／ D1-Law#28220196 14/17 頁／写し	① 同高裁は、平成 24 年 12 月 16 日の衆議院(小選挙区選出)議員選挙を、 違憲・違法 と判決した。 ② 同高裁は、「こうした工程表や検討作業にもかかわらず早期の結論を得ることが困難であるというなら、その具体的な理由と作業の現状を絶えず国民に対して明確に説明すべきであって、それが行われていた場合にはともかく、 そのような主張立証のない本件 においては、前記実効性のある是正ができなかったことを正当化する理由があると認めることはできない。」(強調引用者)と判示した(甲18・14/17頁)。
甲 19	米国連邦最高裁判決 1964 年 6 月 15 日 (Reynolds v. Sims) / 米国最高裁判例集 377 U.S.533 (1964) /写し	米国連邦最高裁は、黒人が多数住んでいる選挙区の 1 票の価値と白人が多住んでいる選挙区の 1 票の価値に差を設けていたアラバマ州の選挙法を 違憲・無効 とした。 この 1964 年の米国連邦最高裁判決により、米国人は、白人であれ、黒人であれ、 住所によって差別 されることなく、一人一票の選挙権を得た。
甲 20	米国連邦最高裁判決 1983 年 6 月 22 日 (Karcher v. Daggett) ／米国最高裁判例集 462 U.S.725(1983) / 写し	米国連邦最高裁は、1983 年、米国下院議員選挙に關し、 1 票対 0.9930 票の選挙権価値の不平等 (ニュージャージー州の第 4 区の人口: 527,472 人(最大); 同州の第 6 区の人口: 523,798 人(最小)。両選挙区の人口差: 3,674 人(=527,472-523,798)。同第 4 区の選挙権の価値を 1 票とすると、同第 6 区の選挙権の価値は、0.9930 票(=523,793÷527,472))を定めるニュージャージー州選挙法を 違憲・無効 とした。 米国連邦最高裁は、 区割り法を争う選挙人は、まず最初に、該当の選挙区間の人口較差が、均一な人口の選挙区にしようとする誠実な努力によって、減少若しくは排除可能であったことの立証責任を負い、「選挙人」がこの立証責任を果たせば、次に、州が、選挙区間の有意の人口較差は、適法な目標を達成するために必要であったことの立証責任を負う旨 判示した。
甲 21 の 1	米国ペンシルベニア州 中部地区連邦地裁 2002 年 2 月 22 日判決 (Vieth 外 1 名対ペンシルベニ	本件は、2002 年 1 月 7 日付シュワイカー知事が署名した(ペンシルバニア州選挙区割りに関するペンシルバニア州上院 1200 (Act 1/ 法律 1 号)の立法に関するものである。

	ア州) / 米国連邦地方裁判所 (ペンシルベニア州中部地区) / 2002 年 2 月 22 日 / 写し	<p>2000 年国税調査の結果によれば、ペンシルベニア州の人口は 12,281,054 人であった。この人口を 19 の連邦下院議員選挙区で等分すると、選挙区当り 646,371 人又は 646,372 人となる。</p> <p>しかしながら、Act 1 (法律 1 号) によれば、第 7 選挙区の人口は、646,380 人であり、第 1、第 2 又は第 7 選挙区の人口は、それぞれ 646,361 人となる。</p> <p>同判決は、原告の法律 1 号に基づく選挙区割りは、連邦憲法 1 条の 1 人 1 票の原則違反であるとの請求を容認した。</p>
甲 21 の 2	米国ペンシルベニア州中部地区連邦地裁 2003 年判決 (Vieth 外 2 名対ペンシルベニア州) / 米国連邦地方裁判所 (ペンシルベニア州中部地区) / 2003 年 / 写し	<p>米国ペンシルベニア州中部地区連邦地裁は、2002 年 4 月 8 日、多数意見で、「Act 1 (法律 1 号) は一人一票の法理を侵害し、一人一票の実現を妨げた」と述べ (Vieth v. ペンシルベニア州 195 F. Supp. 2d 672 (M.D. Pa. 2002) 米国連邦地裁判例集参照)、更に、ペンシルベニア州議会に対し、以内に Act 1 (法律 1 号) の憲法違反を解消するための改正法案 (a plan) を提出するために、3 週間を付与した。</p> <p>Act 34 (法律 34 号) は、一人一票原則からの乖離・零の米国連邦下院議員選挙区割りプランである。即ち、選挙区間の人口較差は、1 人である。</p> <p>「ペンシルバニア州の人口は 19 の選挙区に等しく分割し得ない」との現実を所与とすると、当該「人口較差・1 人」は、「最小の差異」である。</p>
甲 22 の 1	事実認定及び法の適用・確定 (Findings of Fact And Conclusions of Law) / 米国ニューメキシコ State 地方裁判所 / 2011 年 12 月 29 日	<p>① 憲法 47 条の「選挙に関する事項」に関する二分論が、米国の裁判所において実際に行われている一例。</p> <p>② ニューメキシコ State (正しい和訳は、国。) の連邦下院議員の再選挙区割りの設定に関する本事案において、ニューメキシコ State 地方裁判所は、概要、下記 (1) の事実認定及び下記 (2) の法の適用をした。</p> <p>(1) 【裁判所が認定した事実 (概要)】</p> <p>ア 2010 年の国勢調査 (事実認定 1) の結果、連邦下院議員の定数 3 を有するニューメキシコ State (州 / 国。) (総人口 : 2,059,179 人) の 3 つの選挙区において、理想的人口 (686,393 人) から -3.27% ~ +2.26% の人口偏差が生じたことが明らかとなった (事実認定</p>

		<p>3～5)。</p> <p>イ 本裁判において、下記①～③の3つの再区割り案が提出された。各区割り案における選挙区間の人口差は以下のとおりであった（事実認定 11～14）。</p> <p>① 合同案（第1案）の人口差：54人 ② LULAC案（第1案）の人口差：112人 ③ Maestas案の人口差：ゼロ</p> <p>ウ 裁判所は、①案及び②案を提出した原告らに対し、再度、10日間で（事実認定 42）、「人口偏差ゼロを達成するために、投票区を分割する」選挙区割り案を提出する機会を与え（事実認定 41）、最終的に裁判所に提出された修正①案、修正②案、③案は、「3選挙区全てで人口差ゼロ」の区割り案となった（法の適用・確定 9）。</p> <p>(2)【裁判所が適用した法（概要）】</p> <p>裁判所は、連邦最高裁判例が示す「1人1票」の要請を一次的な基準とし（法の適用・確定 3～6）、2原告に人口偏差ゼロとなる区割り案を再提出させ（事実認定 41）、人口比例以外の二次的な基準として、利益共同体、民族性、地理等の要素についても考慮した上で（法の適用・確定 28）、修正①案（人口差ゼロ）を採択した（法の適用・確定 28）。</p> <p>③ 米国では、裁判所が、選挙区割修正案の再提出期限を30日以内等とし、それが議会によって遵守されている（①本事案では10日以内。また、②ペンシルバニア州裁判所は、2002年の事案において、選挙区割り修正案の再提出期限を命令から3週間以内と定めた（甲 21の1及び2）参照。）。</p> <p>投票価値の不平等を是正するための期間が3年を超えることが、合理的であることなどありえない。</p>
甲 22 の 2	判決及び最終命令 (Judgment And Final	2010年国勢調査に基づく連邦下院議員選挙区の再区割りにつき、ニューメキシコ State（正しい和訳は、国。）

甲 29	「衆議院議員選挙と投票価値の平等」と題する論文／工藤達朗／判時 2383 号 132、135 頁／写し	工藤達朗「衆議院議員選挙と投票価値の平等」判例時報 2383 号 135 頁は、 「 <u>私自身は、合理的期間論には疑問があり、違憲状態であれば違憲判決を下すべきだと考えるが、違憲と無効を切り離れた違憲宣言（違憲確認）判決は、平等や社会権に関する判決手法として有用だと考えている。</u> 」 と記述する、等。
甲 30	「諸外国における選挙区割りの見直し」と題する論文／政治議会課（佐藤令）／国会図書館『調査と情報』第 782 号 2013.4.4／写し	同書 5 頁は、「下院の選挙の見直し」の「アメリカ」の項につき、 「(3) 許容される選挙区間の人口の格差 州内の選挙区間では可能な限り人口は同数でなければならぬ ²⁵ 。すべての選挙区の人口が全く同数という州もある ²⁶ 。また、過去には約 0.7%の最大格差が違憲と判断された例もある。」 「 ²⁵ Wesberry v. Sanders, 376 U.S.1(1964). 合衆国憲法第 1 条第 2 節を一人一票の憲法上の根拠として争われたが、その後の訴訟では第 1 条第 2 節に加えて、修正第 14 条も根拠とされている。」 「 ²⁶ 2010 年の再区画において、ニューメキシコ州（定数 3）はすべての選挙区の人口が 686,393 人となった。また、フロリダ州（定数 27）は 22 の選挙区の人口が 696,345 人、5 の選挙区の人口が 696,344 人である。このように差が 1 人しかない州も数多い。」 と記述する。
甲 31	『参議院とは何か 1947～2010』／竹中治堅政策研究大学院大学教授／中央公論新社 2010／写し	1947 年～2005 年の間の、少なくとも、15 個の法律の成立・不成立につき、各法律の成立・不成立について、衆院議員の多数の意見と参院議員の多数の意見が異なった場合、必ず参院の議員の多数の意見のとおりには決着しているという歴史上の事実、等。
甲 32	「参議院議員選挙区選挙の『一票の較差』判決に関する一考察」と題する論文／新井誠／法学研究 87 卷 2 号 152 頁 2014 年／写し	新井氏が、「衆院選の投票価値の平等の要請が、参院選のそれと比べてより強くあるべきであって、両者間に差異があってもよい」旨記述している（147 頁）。
甲 33	「憲法訴訟の实践と理論【第 9 回】－投票価値較差訴訟の現状と課	同論文（143 頁）は、 「 <u>平成 29 年判決の立場からしても、今後、国会が自らの約束を反故にし、現行の都道府県を単</u>

	<p>題一」と題する論文／毛利透／判例時報 2354 号 134 頁／写し</p>	<p><u>位とする選挙区制度に、ごく一部の合区以外には手直しを加えず、最大較差三倍程度が「常態化」するようなことになれば、それが違憲状態と判断される余地は十分あることになる。</u></p> <p><u>ただし、このように違憲状態判断の段階です</u> <u>で国会の取組が評価されるとなると、違憲状態と違憲の区別は必然的にあいまいになる。</u>また、私が平成 21 年判決から読み取った「客観的な較差指標の憲法判断全体における意義低下」が確定的に生じることになる。<u>このような判断枠組みでよいのか、疑問も生じる</u> <u>ところである。</u>（強調 引用者）</p> <p>と記述する。</p>
<p>甲 34</p>	<p>「0 増 5 減の改正を経た衆議院小選挙区選出議員の選挙区割規定の合憲性」と題する論文／武田芳樹／新・判例解説法学セミナー 19 号 2016／写し</p>	<p>同論文 (22 頁) は、</p> <p>「<u>選挙後に国会が較差是正のために行っている努力まで違憲審査の考慮要素とする手法については、</u>「投票価値較差の合憲性を立法者の努力に大きく依存させるやり方の憲法解釈としての妥当性」を問題にする見解⁴⁾がある。選挙後に行われたいかなる取組も、選挙当時、現実に存在した較差の縮小には何ら寄与するはずがない。また、<u>国会が較差是正に向けた取組を続ける姿勢を示すだけで、違憲判断を免れるのだとすれば、国会の真摯な対応を促すことは難しいだろう。</u>」（下線 引用者）</p> <p>「4) 毛利透「公職選挙法 14 条、別表第 3 の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の合憲性」民商 142 卷 4=5 号（2010 年）58 頁、70 頁」</p> <p>と記述する。</p>
<p>甲 35</p>	<p>「衆議院「投票価値の較差」判例の転換点」と題する論文／佐々木雅寿／論究ジュリスト 29 号 36 頁／2019 春／写し</p>	<p>同論文 (41 頁) は、「<u>違憲審査の基準時は問題となる選挙時と解されるが、選挙後の事情を考慮することは、これまでは合理的期間の審査を合憲判断に導く要素として作用してきた。</u>」（下線 引用者）</p>

		<p>と記述する。</p> <p>ここで、同頁は、「選挙後の事情」（但し、較差是正の問題を含む）は、「これまでは、合理的期間の審査」で考慮されてきたことを指摘している。</p>
甲 36	『投票価値較差訴訟の諸論点』と題する論文／山本真敬／法律時報 91 巻 5 号 13 頁／2019／写し	<p>同論文（15 頁）は、</p> <p>「もっとも、違憲状態か否かの判断で立法者の努力を評価する場合、違憲状態の有無の段階では憲法と法律の規範内容の抵触を審査し合理的期間論で立法者の努力を審査するという従来の枠組みに比して、「<u>違憲の主観化</u>」の程度がヨリ大きい。<u>すなわち、憲法の投票価値の平等という規範内容と公選法の区割という規範内容との抵触を確認し、かつ合理的期間内の立法者の努力が存在しないときに違憲とする従来の枠組みでは、規範内容間抵触が憲法と法律の各実体内容だけから判断されるステップが一応存在する。これに対し、違憲状態の判断において立法者の努力を評価する場合、規範内容間抵触の有無の判断に立法者の努力という変数を混入することで憲法および法律の各実体内容の意味が直ちに相対化されることになる。そのことの問題性をどう考えるべきかが改めて問われる</u>¹⁶⁾。」（強調 引用者）</p> <p>「16) 参照、毛利透「判批」民商 142 巻 4・5 号（2010 年）462 頁、工藤達朗「判例詳解」論ジュリ 4 号（2012 年）96 頁。<u>合理的期間論では立法者の努力が正面から問われており、違憲状態の判断でも立法者の努力を問う場合、評価の仕方次第では違憲状態の判断で評価した立法者の努力を合理的期間論で二重評価することにもなり得る</u>（さらに選挙無効か否かの判断でも立法者の努力を評価すれば三重評価になり得る）ので、各判断段階で何を考慮要素とすべきか問題となる。」（強調 引用者）</p> <p>と記述する。</p>
甲 37	平成 29 年最高裁判所判例解説平成 29.9.27（民事）／中丸隆最高裁判所調査官／法曹時報 70 巻	<p>中丸隆最高裁判所調査官は、平成 29 年判決の判断基準解説の中で、平成 29 年判決は、平成 27 年改正法附則 7 条の定めを、参院選（選挙区）の投票価値の較差につ</p>

	8号2297(215)頁/写し	いての2段階の判断枠組みの中の②段階の審査で、考慮し得ることを自ら認めている(2297(215)頁)。
甲38	『時の判例 公職選挙法14条、別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の合憲性 最高裁平成29年9月27日大法廷判決』と題する論文/中丸隆最高裁判所調査官/ジュリスト2018.1/写し	同論文(91頁)は、 「 <u>最高裁大法廷は、今後における選挙制度の抜本的な見直しや較差の是正に向けた立法府の取組を注視する姿勢を改めて強く示したものと考えられ、</u> 次回の選挙までの時間的制約の中でこれらの点に関する議論等の動向が注目される場所である」(強調引用者) と記述する。
甲39	『判例時評 司法部の投げた球の重みー最大判平成29年9月27日のメッセージは?』と題する論文/千葉勝美元最高裁判事/法律時報89巻13号6頁/写し	同判例時評(6頁)は、「判断の枠組み自体を変えたものではなく、 判例変更 ではない。」の記述に照らし、【「判断枠組み」が、判例であること】を自認している。 又、同判例時評は、「較差拡大が放置されたまま選挙を迎える事態になった場合には、……最高裁としては、…… 「違憲」 と判断することが可能になったものともいえよう。」と指摘する。
甲40	『判例批評 公職選挙法14条、別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の合憲性』と題する論文/工藤達朗/民商法雑誌[2018]【154-3-128~130】522~524頁/写し	同論文は、平成29年判決の判断枠組みにつき、 「 <u>この判断枠組みでは、①の段階で較差が違憲状態であるか否かを客観的に判断し、違憲状態と判断された場合に、②の段階で是正に向けての国会の取組みを考慮に入れて、裁量権の限界を超えているかを審査することになる。ところが本判決は、①の段階で国会の決意表明や選挙後の取組みを違憲状態か否かの考慮要素としている。①と②の審査が相対化している。これは判断枠組みの変更のようにも思われる。</u> 」(強調引用者) と記述する。
甲41	「平成28年参議院議員選挙と投票価値の平等」と題する論文/齊藤愛/法学教室2018/3号No.450/50頁/写し	同論文(50頁)は、同参院選(選挙区)について、「 <u>選挙権という権利の平等という点に鑑みれば、1対1を基本原則とすべきであろう。</u> 」(強調引用者) と記述する。
甲42	「参議院議員定数不均衡訴訟 最高裁平成29年9月27日大法廷判	同論文(123頁)は、 「 <u>なお、「違憲状態を脱していないというべき」だったのではないか。</u> 」(強調引用者)

	決」と題する論文／松本和彦／法学教室2018年1月号 No.448 123頁／写し	と記述する。
甲 43	「平成28年参議院議員通常選挙における1票の較差」と題する論文／堀口悟郎／法学セミナー2018年1月号No.756 96頁／写し	同論文(96頁)は、 「本判決は、同法の附則において、次回選挙までに選挙制度の「抜本的な見直し」について「必ず結論を得る」と規定された点も、合憲判断の理由として挙げている。 <u>そのため、次回選挙までに抜本的な見直しを実現しなければ、今度は違憲判決もありうるだろう。</u> 」(強調 引用者) と記述する。
甲 44	「「判例評論」平成28年参議院議員選挙投票価値較差訴訟大法廷判決」と題する論文／上田健介／判例時報2377号153頁／写し	同論文(153頁)は、 「この改定(平成30年改正法〈平成30年法律第65号〉。引用者注)が、平成27年改正法の附則で宣言した「 <u>選挙制度の抜本的な見直し</u> 」といえるかは疑わしい。」(強調 引用者) と記述する。
甲 45	「参議院議員定数不均衡訴訟に関する最高裁の判断と参議院選挙制度改革について－最高裁平成29年9月27日大法廷判決と平成30年改正公職選挙法の憲法上の問題点－」と題する論文／横尾日出雄／中京ロイヤー29号(2018年)57頁／写し	同論文(57頁)は、 「したがって、この平成30年改正による国会の対応は、較差是正措置も十分とはいえず、選挙制度の抜本的な見直しにもならないものであり、この点で、較差是正や抜本の見直しに向けた国会の姿勢は、きわめて消極的なものとどまる。 <u>平成31年選挙について参議院議員定数不均衡訴訟が提起された場合、最高裁は、この消極的な国会の対応に対して明示的なメッセージを發し、較差是正を含めた選挙制度の抜本的な見直しを迫ることになると思われる。</u> 」(強調 引用者) と記述する。
甲 46	『投票価値の較差を理由とする選挙無効判決の帰結』と題する論文／長谷部恭男／法学教室No.380／2012年5月号40頁／写し	同論文(40~41頁)は、 「現在問題となっている1人別枠方式とそれに基づく選挙区割りの場合、小選挙区制である以上、失われる議員も選挙区ごとに一人にとどまる ¹³⁾ 。しかも、平成23年の大法廷判決は1人別枠方式の廃止を含め速やかな是正が要請される点を明確に摘示している。是正に必要な合理的期間は十分にあったと言ふべきであろう。 <u>それにもかかわらず是正がなされることもなく解散・総選挙が行われたとき、事情判</u>

		<p><u>決の法理をとることはかえって、国会が最高裁の判断を正面から無視し、それを最高裁が甘受するといふ憲法の到底所期しない結果を招くこととなる。</u></p> <p>(強調 引用者)</p> <p>「¹³⁾ 事情判決の法理の採用を中選挙区制のものとする理解として、川岸令和「違憲裁判の影響力——司法の優位についての覚書」戸松秀典＝野坂泰司編「憲法訴訟の現状分析」(有斐閣、2012) 101 頁がある。」</p> <p>と記述する。</p>
甲 47	毎日新聞 (デジタル) 2017/10/23 21 時 46 分 ／写し	同紙は、2017 年衆院選の升永英俊グループの裁判につき、前回同様全選挙区 (今回は 289 選挙区) の有権者が原告となったと報じた。
甲 48	選挙制度の改革に関する検討会資料／西岡武夫参議院議長 (当時／他／2011 年 4 月 15 日開催第 2 回／写し	西岡議長は、比例 9 ブロック制の参院選挙制度改革議長議案を各会派に提出した (参議院： http://www.sangiin.go.jp/japanese/ugoki/h23/110415-2.html http://www.sangiin.go.jp/japanese/kaiqijoho/kentoukai/pdf/110415.pdf)。西岡議長試案では、ブロック間の投票価値の最大較差が、 1.066 倍 に圧縮されている。
甲 49	「町丁の境界を考慮した衆議院議員選挙仮想選挙区割(5)」と題するレポート／臼井悠人・東京大学大学院法学政治学研究科 大学院生 (当時) ／平成 22 年 8 月 25 日／写し	<p>現行公職選挙法が採用する地域枠組みを基礎として現行公職選挙法上許されていると考えられる方法により選挙区割を行った場合でも、選挙区間の人口較差を均一化しようと誠実に努力すれば、衆議院 300 小選挙区間の格差 (最大)・2.43 倍*を 1.0110 倍 (又は 1 票 (選挙権の最大価値の選挙区の選挙権の価値) : 0.9891 票 (選挙権の最小価値の選挙区の選挙権の価値)) にまで圧縮できる (但し、都道府県の県境を跨ぐ)。</p> <p>* 総務省「第 46 回衆議院議員総選挙 選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数の合計 (国内+在外)」(平成 24 年 12 月 4 日 17 時現在) による議員 1 人当たり登録有権者数 (在外選挙人名簿登録者含む) が、最少の高知県第 3 区 (204,930 人) と最多の千葉県第 4 区 (497,601 人) との間の較差・1 : 2.428≒204,930 人 : 497,601 人。</p>
甲 50	「町丁の境界を考慮した参議院議員選挙仮想選挙区割」と題するレポート／臼井悠人・東京大学大学院法学政治学研究科 大学院生 (当時) ／平成 22 年 8 月 25 日／	<p>現行公職選挙法が採用する地域枠組みを基礎として現行公職選挙法上許されていると考えられる方法により選挙区割を行った場合でも、選挙区間の人口較差を均一化しようと誠実に努力すれば、参院選選挙区割り、選挙区選出国會議員一人当り人口格差(最大)を 1.00008 倍 (又は 1 票 (選挙権の最大価値の選挙区の選挙権の価値) : 0.99991 票 (選挙権の最小価値の選挙区の選挙権の価値)) にま</p>

	写し	<u>で、圧縮できる</u> （但し、10ブロック選挙区且つ都道府県の県境を跨ぐ）。
甲 51	昭和 48 年 4 月 25 日最高裁大法廷判決（全農林警職法事件）（刑集 27 巻 4 号 547 頁） D1-Law #27670688 / 写し	同最判は、その判決文の中に、『最高裁判例を判例変更する』旨明記し、かつ説得力ある判例変更の理由を明記している。

以 上